**権利等の異動届書**

令和　　年　　月　　日

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 新所有者 | 住所 |  | | |
| 生年月日 | (平・昭・大・令)　　　年　　月　　日 | 性別 |  |
| 氏名 |  | | |
| 旧所有者 | 住所 |  | | |
| 生年月日 | (平・昭・大・令)　　　年　　月　　日 | 性別 |  |
| 氏名 |  | | |

（宛先）鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業

施行者　鴻巣市

代表者　鴻巣市長

　下記の土地について、　　　　　年　　月　　日付にて（所有・借地・抵当）権の（移転・変更・消滅）がありましたので、北新宿第二土地区画整理事業施行規程第３１条の規定に基づき届け出ます。

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　　月　　日　　土地登記簿記載事項 | | | | | | | |
| 区　分 | 大　字 | 字 | 地　　番 | 地　目 | 地　　積 | 理由 | 所有者の住所及び氏名 |
| 異動前 | 北新宿 |  |  |  |  | 売買  相続  贈与  その他 | （住所）  （氏名） |
| 異動後 | 北新宿 |  |  |  |  | （住所）  （氏名） |

＊区画整理の道路工事や宅地造成工事等に併せてライフラインの整備を円滑にするため電気,ガス,通信事業者に所有者の情報

開示を行っておりますのでご協力をお願いします。（なお、開示を拒否する方は、別途書類を作成の上申請下さい。）

＊権利移転が未登記の場合は、疑義回避のため新旧所有者双方が連署押印（実印）し印鑑証明書を添付してください。（連署が

不可能な場合の書面は公の処分等が記載された書類とする）

権利移転登記が完了している場合は、全部事項証明書の原本（法務局登記官の印影が確認出来る全部事項証明書をご用意下さい）を添付してください。

　（鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業施行規程）

　　第３１条　この規程施行後において、宅地又は建築物について権利等の異動（宅地又は建築物の分割、合併、地目変更及び地積の増減）を

　　生じたときは、当事者双方連署して、遅滞なくその旨を施行者に届けなければならない。ただし連署を得ることができないときは、その理

　　由を記載した書面及びその異動を証する書面を添付して連署に代えることができる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 鴻巣市記入欄 | 街区 | 画地 |